○山口県公安委員会規則等の公布に関する規則

昭和３２年６月２５日
公安委員会規則第２号

山口県公安委員会規則等の公布に関する規則をここに公布する。

山口県公安委員会規則等の公布に関する規則

第１条　山口県公安委員会が公布し、又は公示するものは、次のとおりとする。

(1) 山口県公安委員会規則
(2) 山口県公安委員会規程
(3) 山口県公安委員会告示

第２条　前条の規則、規程及び告示の公布又は公示は、山口県報に登載して行う。ただし、天災地変その他特別の理由により山口県報に登載して公布し、又は公示することができないときは、山口県警察本部前に掲示して行う。

付　則

１　この規則は、昭和３２年７月１日から施行する。

２　次に掲げる規則は、廃止する。

山口県公安委員会公布式（昭和２３年１２月山口県公安委員会規則第３号）
山口県公安委員会公告式（昭和２３年１２月山口県公安委員会規則第４号）